

「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト

が平成24年3月に公表されました。

中小企業向け会計ルールは、今回公表された「中小会計要領」の他に、「中小企業の会計に関する指針」があり、中小企業はどちらも参照することができます。今回公表された「中小会計要領」は「中小指針」に比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されたもので、チェックリストの項目も少なくなりました。

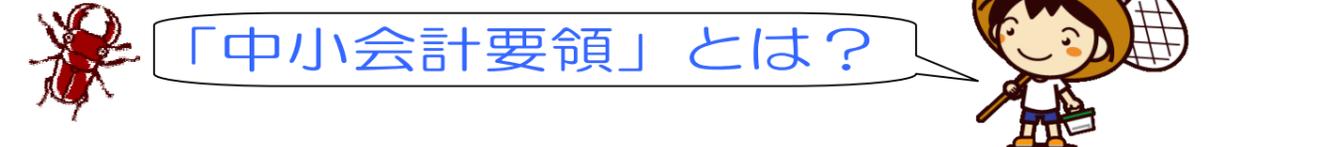
「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストの項目をいくつかご紹介します。

勘定科目等	確認事項	残高等	チェック	
			YES	NO
収益、費用の基本的な会計処理	収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取引した時に計上し、費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上したか。		YES	NO
	収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益を計上したか。		YES	NO
棚卸資産	棚卸資産がある場合、原則として、取得原価で計上したか。	無	有 YES	NO
	時価が取得原価よりも著しく下落した棚卸資産を保有している場合、回復の見込みがあると判断したときを除き、評価損を計上したか。	無	有 YES	NO
固定資産	固定資産がある場合、原則として、取得原価で計上したか。	無	有 YES	NO
	有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行ったか。 <small>(注)「相当の減価償却」とは、一般的に、耐用年数にわたって、毎期、定期的に減価償却を行うことが考えられます。</small>	無	有 YES	NO
	固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明した場合は、評価損を計上したか。	無	有 YES	NO
リース取引	リース取引に係る借手である場合、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行ったか。	無	有 YES	NO

焼けつくような太陽、身が溶けてしまいそうな暑さ。本格的な”夏”となり日差しもさらに強く照りつけ、ますます厳しい厚さが続く毎日・・・ですが、毎年この時期がくるとなんだかワクワクします！祭り、花火、海、プール、カキ氷・・・1年の中で夏にしか楽しめない行事や食べ物がたくさん！！夏バテや熱中症には、十分気を付けて ”夏” を楽しみたいものですね。

さて、今月の事務所通信のテーマは・・・ 平成24年2月1日に公表されました、「中小会計要領」～中小企業の会計に関する基本要領～

について取り上げていきたいと思います。



- ・ 経理人員が少なく、高度な会計処理に対応できる十分な能力や経理体制を持っていない
- ・ 会計情報の開示を求められる範囲が、取引先、金融機関、同族株主、税務当局等に限定されている
- ・ 主に法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われている場合が多い

このような、中小企業の実態を考慮して作られた新しい会計ルールです。非上場企業である中小企業にとって、上場企業向けの会計ルールは必要ありません。かといって、中小企業でも簡単に利用できる会計ルールは今までありませんでした。「中小企業の会計に関する基本要領」は、このような中小企業の実態を考慮して作成され、大多数の中小企業にとって利用可能な会計ルールとなっています。

新規投資をしたいけど、財務は大丈夫なのか・・・。

もっと資金調達をスムーズに行いたい！

頑張っているのに、経営がよくなる・・・。

「中小会計要領」を活用することで、このような問題を解決することができます。

「中小会計要領」を活用して得られる効果

決算書の信頼性向上

↓ その結果・・・

財務状況が明らかになり、投資判断、経営改善等を的確にできるようになる！

金融機関、取引先等から信頼され、スムーズな資金調達へとつながります。

このような項目があります。全部で15項目あり、チェックリストに沿った処理を行うことにより、決算書の信頼性が向上し、金融機関、取引先等から信頼を得る事が出来ます。また、全ての項目がYESとなるように処理を行った決算書にこのチェックリストを添付した場合に適用を受ける事が出来る金融機関の優遇融資制度もございます。

基本要領のチェックリストは信用保証協会の保証料率割引の対象となりません。
当事務所では、原則としてこの基本要領に従った適正な処理を行いますので、ご協力お願い致します。

Vision

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー**：「Vision」
今月の開催日は**8月9日(木)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
9月13日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月7日(金)
10月11日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月5日(金)
11月15日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月9日(金)

8月スケジュール

9	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
10	金	*7月分源泉所得税の納付期限
		*住民税特別徴収額の納付期限
31	金	*6月決算法人の確定申告・納付期限
		*12月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の3・9月決算法人) *個人事業者の24年分消費税・地方消費税・事業税の中間申告

夏季休暇のお知らせ

勝手ではございますが、下記の期間、休暇を頂きます。
ご不便、ご迷惑をおかけ致しますが、よろしくお願い申し上げます。
休暇の後は、より一層お客様のお役に立てますよう、努めさせて頂きます。

期間：8月11日(土)～8月15日(水)